

令和4年 第5回

木古内町議会臨時会会議録

令和4年11月7日 開会

令和4年11月7日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和4年11月7日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第7号）	4
閉会の宣告	10
会議録署名議員の署名	11

令和4年11月7日（月）第1号

- 開会日時 令和4年11月7日（月曜日）午前10時00分
 - 閉会日時 令和4年11月7日（月曜日）午前10時33分
-

・出席議員（10名）

1番 平野武志	6番 新井田昭男
2番 手塚昌宏	7番 相澤巧
3番 東出洋一	8番 廣瀬雅一
4番 吉田裕幸	副議長 9番 竹田努
5番 安齋彰	議長 10番 又地信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
総務課長	幅崎英樹
会計管理者	福井弘生
町民課長	阿部亮輔
まちづくり未来課長	田畠裕
生涯学習課長	加藤隆一
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和4年 第5回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和4年11月7日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案 第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算(第7号)

令和4年第5回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議件名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算 (第7号)	4.11.7	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	4.11.7	原案承認

(午前10時00分 開会)

開会・開議の宣告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、令和4年第5回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

7番 相澤 巧君、8番 廣瀬雅一君。以上、2名を指名いたします。

会期の決定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議長(又地信也君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。

ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度木古内町一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を46億2,626万4,000円とするものです。

補正の内容は、教育費の各部活動・大会参加報償費の追加補正です。

それでは、歳出の詳細についてご説明いたしますので、議案の6ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、24節 積立金 207万円は、このたびの補正予算の財源を財政調整基金積立金で調整するための減額補正です。

次に、7ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、7節 報償費 207万円は、木古内中学校が11月5日に開催された第28回日本管楽合奏コンテストへ参加するための報償費の追加補正です。

資料番号1の5ページには事業費の内訳を、6ページには参加者名簿等を記載しておりますのでご参照ください。

なお、コンテスト結果につきましては、最優秀賞を受賞しております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることがありますに於いては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第7号)

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,692万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億2,319万1,000円とするものです。

補正の内容は、木古内エール生活支援給付金事業と、空家等解体除去事業の実施に伴う費用の追加補正です。

それでは、歳出について説明いたします。

議案の7ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、24節 積立金 1,434万7,000円は、このたびの補正予算の財源を財政調整基金積立金で調整するための減額補正です。

次に、8ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、13目 生活支援給付金事業費、3節 職員手当等から18節 負担金補助及び交付金まで、計1億657万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、電力・ガス・食料品などの価格高騰による住民の負担を軽減するために、国及び道の補助事業を活用し、支援給付金を支給する事業です。

資料番号1の2ページをお開きください。

このたびの木古内エール生活支援給付金事業は、目的別に三つの給付基準を設けております。

2の事業の概要、(1) 対象者、①の電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金については、国の100%の補助事業で、基準日であります本年9月30日時点で当町に住民登録があり、令和4年度の住民税について世帯員全員が非課税である世帯と、申請時点において、失業や休職など予期せず家計が急変し、非課税世帯相当となった世帯を対象に、1世帯あたり5万円を支給するものです。

次に、②の市町村高齢者世帯等生活支援給付金については、北海道の補助事業で、令和4年度住民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢者が属する世帯、若しくは各種障害者手帳が交付されている者が属する世帯を対象に、1世帯あたり1万5,000円を支給するものです。

最後に③の木古内エール生活支援給付金については、町の単独事業で、基準日時点で住民登録があり、令和4年度住民税が課税されている世帯に3万円、加えて18歳以下の子を養育している世帯には1万5,000円を増額支給するものです。

なお、それぞれの対象世帯数の見込みは、(2) 事業費の内訳に記載のとおりです。

次に、資料番号1の3ページをお開き願います。

本事業に伴う事業費の内訳などを掲載しておりますので、ご参照ください。

また4、フローチャートには三つの給付基準のうち、複数該当した場合の給付額早見表を掲載しております。

例えば、課税世帯のうち子育て世帯にも該当する場合は4万5,000円が支給され、非課税世帯、あるいは家計急変世帯で、高齢者世帯にも該当する場合は6万5,000円が支給されます。

次に議案9ページと、資料番号1の4ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、18節 負担金補助及び交付金 469万9,000円の追加は、資料掲載のとおり、現計予算の残額が20万2,000円となっており、今後、決定見込みの申請件数を考慮いたしますと予算が不足することから、所要額を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。

議案6ページと、資料番号1の1ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 3,980万6,000円、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 5,238万1,000円、及び2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 474万円、あわせまして9,692万7,000円の追加は、歳出で説明いたしました木古内エール生活支援給付金事業の実施に伴う国からの交付金です。

なお、このたびの事業の実施に伴い資料の1ページの最下段に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、予算上の残額がゼロとなっております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。おはようございます。

このたびいまの説明で、国・道の支援事業に追加して、当町独自で生活支援給付金事業をやられると。資料の3ページには、早見表ということで載せていただいているんですけれども、これ項目が多すぎてわかりづらいというか理解しきれていない部分をちょっと確認したいんですけども、例えば国の対象者のかたで非課税の世帯が5万円、それぞれプラス3ページを見ると高齢者世帯でしたり障がい者世帯でしたり子育て世帯には、プラス1万5,000円で、マックス6万5,000円ですよっていう書き方だと思うんですけども、これ2段目の高齢者世帯を含む部分が複数であれば、さらに1.5、1.5ってなるってことじゃないんですか。

例えば、2ページに戻ると(2)の1世帯あたり非課税で5万円で、北海道の事業の高齢者が入っていますよっていうことで、プラス1.5万円ってことですよね。さらには、小さい子どももいるよっていう場合は、さらに町の対象になるっていうことにはならないような記載っていうのか、説明ってあるんでしょうか。その辺もう一度説明いただきたいなと思います。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) ただいまのご質問で、高齢者世帯に例えば子どもがいた場合のことを言われているのかなと思います。

それで、高齢者世帯で先ほど3ページの非課税の高齢者のところが1.5万円で、6万5,000円っていうことで書いておりますが、この世帯と子どもがいる世帯であってもいずれかしか支給しませんので、1万5,000円を二重に出すということはございませんので、そのように理解していただきたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) ですので、その辺の記載があるんですかっていうことも含めて、これだけの2ページ目だけを見ると重複してはもらえないっていう記載がないように思うんですけども、ちょっと3ページにいってはじめて合計6万5,000円ですよって。その重複をできないっていう考え方だったり、その周知っていうのはこの資料見るだけでわかり得ますか。

○議長(又地信也君) (2)の部分の2ページの説明と、3ページにすごくフローで書いてもらっている説明の部分のちょっと整合性がかみ合わないのではないのかなという質問ですね。ですから例えば、高齢者世帯の1万5,000円で、質問者から言えばプラスもう1万5,000円上積みになるのではないですかという質問なんですよね。その辺どうですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの質問にお答えいたします。

確かにこの資料の中からは、重複して受給できないできるということは、一切読み取れないことにはなっておりますが、あくまでもこの事業を実施する考えといたしましては、先ほど町民課長が申し上げましたとおり、重複はしないと。あくまでも高齢者は高齢者世帯、子育て世帯については、子育て世帯、非課税の部分は。最高マックスで6万5,000円という考えを持って事業を実施していきたいというふうに考えております。確かに資料からはちょっとその部分が読み取れるものがございませんでしたので、そこは大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 町の考えはわかりました。これすでに予算計上する段階で、木古内町のどの世帯がどれに対象になって、金額いくらだってわかっている内容だと思いますので、特に支援していただく町民からの申請があるだとかそういうことではなく、順次町のほうから支給をして、その説明をこのような支援をしましたっていうことをどちらからか告知するということだと思うんですけれども、その辺の順序立てをもう一度説明していただきたいのと、いま言ったように最大重複していても6万5,000円が最大ですっていうことは、必ずわかりやすく伝えないと「家、これも対象になっているのに」っていうことに混乱を招くと思いますので、その対応をしっかりしていただきたいなと思います。

それと3回目の質問ですので、資料でいきますと4ページなんですけれども、空家等解体事業の補助で、補正で件数が多く補正ということなんですけれども、もちろん熟知していると思いますけれども、空家の数というのはどんどんどんどん増えていき、危険家屋となる可能性があるところを早くに解体していただきたいっていう考え方からこの制度がはじまったと思うですけれども、当初、この補助がはじまった頃は1件あたりの空家の解体の費用がだいたい35坪くらいで、高くて120万ぐらいだっていう考え方のもと、半分を補助するっていう考え方からスタートしたと記憶しているんですけども、いま現在物価が高騰していて、また解体をするにあたっての業者の手続き等がいろいろ増えたことによって、1件あたりの解体費用が昔よりもかなり高くなっている現状なんです。そうなると半分の補助っていう観点からは、ちょっとズレているんですけども、60万っていう金額を今後もう少し加算していくだとかそのような考えはいま現在お持ちじゃないでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 資材の高騰ですか様なものが費用が嵩んでいるという状況にはございますが、まず今年度につきましては、このまま当然ながら基準額を変えずに実施してまいります。

平野議員おっしゃるとおり、次年度以降の少し増額等を検討しないのかという部分につきましては、今後しっかりと町のほうでどの程度いま現在の実績になっているかを踏まえて、改めて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) ただいま質問ありました申請の流れですけれども、まずいままでの給付金もそうですが、申請書をこちらのほうから送らせていただきます。申請書を提出していただいて、支給決定という流れになります。その中で、課税ですか非課税ですか

その辺の記載もこちらのほうで確認をとって、支給するという流れになります。

支給時期については、11月の下旬から12月にかけて支給できるものと想定してございます。
以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回のこの支援給付については、物価高騰、電力・ガス等の高騰による交付金を活用したこの給付というようなことで、町民から見れば大変嬉しいありがたい事業だなっていうふうに思います。ただ今後、コロナの7波が懸念される中、今回の給付で交付金の残高がゼロになってしまったって。だから今後、国の動き等によって町も一緒に動くんだろうと思うんですけども、町としてやはり交付金がゼロにしちゃっていいのかなっていう7波を懸念する中で、どうなんだろうっていう部分がちょっと心配な部分があるので、財源的な部分で。

それともう1点は、直接今回の補正には関係がないわけですけれども、先月の北海道新聞の記事の中で、コロナ交付金の不適切、会計検査院の指摘の記事が目にしました。

この中で、水道料金の軽減の部分もこの中に含まれているっていうようなことで、はたして会計検査院のほうからその辺については、我が町も一昨年かな水道料金の軽減をしたわけですから、それでおとがめっていうか何も指摘されなかつたのかどうなのかっていう部分、この点だけお願いします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの竹田議員の質問にお答えいたします。

まず、交付金ゼロにして今後大丈夫なのかというご心配の部分ですけれども、この交付金もう年度内に使ってしっかりと充当した上で、事業を実施しなければならないという部分もございますので、このタイミングで年度内の事業を必要な事業を実施する中で、こういう結果になっているっていうことでここはご理解ください。

今後、感染状況が増えたりとかそういう部分については、当然ながらこれまで申し上げてきたとおり、一般財源というのを事業は当然ながら実施してまいります。ただ、そこはあくまでも国や道の動向をしっかりと注視した上で、町として進めるっていうふうに考えておりますので、ご理解ください。

また、交付金の不適切な事例、会計検査院に指摘されているという全国的にはありますけれども、うちの担当課のほうではしっかりと北海道なりに確認をした上で、実施計画を出した上で皆様方に、適切じゃないものは実施してございませんので、そこはご心配しないで大丈夫ですので、ご安心ください。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 交付金の関係は、交付金の期限等もあるわけですから、今回で全部使い切ってしまうっていうようなことで、ただ私はやはり心配するのは、いま11月のはじめ、年度内まだ5か月あるわけなんですよね。それで、一般的に見れば交付金の残高がなくなってしまった。いま副町長から、何かあれば一般財源で補てんをしますっていうようなことの言葉をいただきましたので、安心しましたけれども、はたしてそういうことでいいのかなっていうのがちょっと疑問視の部分も若干あるんですよね。それは今後、いろんなことがコロナ関係で出てきた場合は、一般財源で補てんっていうかをするっていうようなことを再度、そ

の部分だけ確認して終わります。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員の再質問でございますが、先ほど副町長からも答弁させていただいたとおりでございます。

新型コロナ感染症による影響が2年半以上長期化する中で、議員もご存じのとおり、ウクライナ、ロシア、そして物価上昇、円安、この様々な中で町民の生活、経済環境が大変苦労されていると。もうこれは、私も議員もたぶん同じような気持ちだと思います。その中、1年間で約2万600ぐらいの物価が上がっているんです。ただ年内は、収まるだろうと言われています。ただ、年を明けた場合に農業の飼料ですとか生乳、これが上がってきますから、いま年内はこれ以上上がらないと言われていますが、年が明けてから上がる可能性、これは極めてあるんだろうと私もそこは可能性は否定できないと思っています。ただ、いま年金生活の高齢者のかたたったり、食べ盛りの子育て世帯のかたが本当にこの状況下でも木古内町に住んでいて良かったと、安心して生活してもらうために、いま政治的判断として、これは町として使うべきだと支援すべきだとそのように判断したわけでございます。竹田議員の質問どおり、引き続きこれは一度支援したから町としてOKではなくて、2年半を振り返っても議員の皆様からのご理解をいただきながら、様々なエール商品券の事業も5弾までやらせていただきました。議員の皆さんとの理解をいただきながら、進めてこられたというような部分も含めて、引き続き町として生活を守るために全力で取り組むと。これはもう姿勢としては変わりません。ただ、財源の部分につきましては、しっかりと適切な財政状況を判断しながらも、町民の生活をまず守っていくと。こういったことで、取り組むのは今までどおり変わりませんので、ご理解いただきたいとそのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋 彰です。

私は、木古内エール生活支援給付金事業についてお尋ねします。

資料2ページの事業の概要の中で、(1) 対象者について、①が国の事業、②が道の事業、③が町の事業ということで説明がありました。

(2) の事業費の内容についての中で、①については事務費が338万1,000円、そして③についてが事務費 139万4,000円と。②のほうについて、事務費はないようです。それぞれ違う国の事業、道の事業、町の事業という中で、①と③に事務費があって、②に事務費がないのは、どういう経緯なのかっていうことと、これから同じ時期に出すのであれば、まとめてすることはできないのか、安くというか、事務費を取りまとめて一遍にやれば減らすことができるんじゃないかなというふうに私的には思うんですが、その辺の説明、2点お聞かせいただきたいんですが。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) ただいまの事務費のご質問についてであります。

国の事業と道の事業については、一括で送付できる予定でございますので、送料ですとかを片側のほうで全て見るというような考え方でございます。

ただ、町の事業の送料については、そこについては国の事業の補助金の対象にはなりませんので、そこについては町のほうの送料は別途見させていただいているというような中身で

ございます。ということで、住民のかたには一括で送付して、わかりづらくないように送付したいと考えてございます。以上です。

○議長(又地信也君) 5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) そうしたら、国の事業と道の事業については、一つのもので案内をする。町の事業のほうについては、また別なもので案内するっていう形で、事業費のほうも国と道、それから町のほうについては、費用を明確に分けるという形だということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) すみません。いまの説明でちょっと不足部分がありましたので、送料については全部を例えば町の対象分、町の補助金の対象外の部分は町のほうで予算を見ておりまますし、それ以外の部分は道費と国費のほうで見ているというような状況ですので、一括の送付については、変わりございません。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉　会　の　宣　告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第5回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月7日

木古内町議会議長 又地信也

署名議員相澤巧

署名議員廣瀬雅一